

令和 6 年度

第 5 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和6年8月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和6年度第5回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 非農地判断について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

報告第4号 利用権の終了について

<出席委員> (8名)

2番委員：中村 康之	
3番委員：渡邊 さなえ	4番委員：森 久雄
5番委員：井口 峰幸	
7番委員：小高 一哲	8番委員：齊藤 一生
9番委員：矢代 とみ江	10番委員：渡辺 忠洋

<欠席委員> (2名)

1番委員：加藤 浩明	6番委員：江澤 正久
------------	------------

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山)	開 会 (午後 1 時 31 分) 本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 6 年度第 5 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、8 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくお願いします。
議 長 (渡辺会長)	(渡辺会長あいさつ) それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 2 番の中村委員と 3 番の渡邊委員をお願いします。 早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (寺井)	1 頁をお開きください。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3－15。所在：庄司地先 5 筆。地目：田。地積：1,080 m²。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/譲受人の要望に応じる。譲受人/新規就農し、作物の生産量を安定させるため。権利内容：所有権移転。 番号 3－16。所在：猿稻地先 1 筆。地目：畑。地積：680 m²。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の企業。事由：譲渡人/自らは耕作しない為、譲受人に譲渡したい。譲受人/既存の農地は湿地であり、バラの生育に適さないので盛土するまでバラの作付けをしたい。権利内容：所有権移転。

	番号３－１７。所在：田代地先７筆。地目：畑及び田。地積：2,057.89㎡。譲渡人：茂原市の方。譲受人：東京都の方。事由：譲渡人/現在町外に住んでおり以前から管理ができていなかった為。譲受人/譲渡人が所有している住宅を購入し農地を畑として利用する為。権利内容：所有権移転。 番号３－１８。所在：中野地先１筆。地目：畑。地積：383㎡。譲渡人：千葉市の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/現在施設に入所しており、今後施設を退所することができない為。譲受人/自宅の裏にあり、今でも管理しているので所有できれば果樹を植えて管理したい。権利内容：所有権移転。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	議案第１号、番号３－１５については、森委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
森委員 (４番)	議案第１号、番号３－１５について、７月３０日午後に譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 譲受人は新規就農にあたり農地を購入し生産性を安定させたいそうです。現況は、譲渡人との合意のもと耕作しておりました。 問題ないと思います ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井口委員 (５番)	３１歳で新規就農となっておりますが、どこかで研修を受けたのでしょうか。
森委員 (４番)	親が農業をやっており、一緒に農業を行っており、現在は野菜を生産している町内企業に勤めています。
井口委員 (５番)	農業の知識はある程度あるということですね。
森委員 (４番)	認定新規就農者の申請も行っているということなので、問題はないと思います。
議長	ハウス栽培か露地栽培かどちらですか。

(渡辺会長)	
森 委 員 (4 番)	今回の申請地は露地栽培です。
議 長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号 3 - 1 5 について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 3 - 1 5 につきましては許可することで決定いたします。 続きまして番号 3 - 1 6 については、〇〇委員の属する法人の案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項「議事参与の制限」の規程により、当該案件の開始から終了までは、〇〇委員には退室いただきます。 (〇〇委員退室) 本件については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
矢 代 委 員 (9 番)	議案第 1 号、番号 3 - 1 6 について、7 月 2 9 日午前中に事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、保全管理がされております。 譲受人は、すでに農地を所有しておりますが、バラを植栽しておりましたが、場所により水はけが悪いため、山砂を入れて盛土するまでに期間がかかるので、場所を探していたところ、所有地の近くに申請地がありました。 譲渡人は、耕作しないため譲受人の要望に応じたいそうです。 譲受人の方は、バラを作付けしたいそうです。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号 3 - 1 6 について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————

議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号３－１６につきましては許可することで決定いたします。 〇〇委員の入室を認めます。 (〇〇委員入室) 続きまして、番号３－１７については、森委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
森 委 員 (４ 番)	議案第１号 番号３－１７について ７月３０日午前中 譲受人、代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は位置図・案内図に示してある、田代地先の７筆です。 譲渡人は、町外に居住しており管理が出来ないため、町内に所有している住居及び土地を一括して譲渡したいそうです。 １筆は譲渡人の親戚の方が畑として耕作しておりましたが、所有権移転後は現在作付けしてある作物を収穫後に引渡すそうです。 その他の筆については、セイタカアワダチソウ等が生えておりました。 取得する農地が広いため、住居近くの３筆は自家消費用の野菜を自然農法で栽培し、その他の筆については果樹等を植栽するそうです。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号３－１７については、許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号３－１７につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号３－１８については、森委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
森 委 員 (４ 番)	議案第１号、番号３－１８について、７月３０日午前中、代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 譲渡人は管理が出来ないため、譲受人が今までも管理しており、譲渡してもらい、果樹を栽培したいそうです。

議 長 (渡辺会長)	問題ないと思います ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号3－18については、許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3－18につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、議案第2号「非農地判断について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	4頁をご覧ください。 議案第2号「非農地判断について」次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。 番号6－9。所在：猿稻・横山地先2筆。地目：畑。地積 1,202 m²。 番号6－10。所在：猿稻地先1筆。地目：畑。地積 441 m²。 番号6－11。所在：猿稻地先2筆。地目：畑。地積 1,283 m²。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 番号6－9～11については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
矢 代 委 員 (9 番)	議案第2号 番号6－9～11について、7月29日午前中、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 番号6－9 猿稻地先は、柿、栗が植えてあり大木となっており管理されておられません。横山地先は、桑の木や雑木が茂っております。 番号6－10 柿、梅の木が植えられ大木となっており管理されておられません。 番号6－11 雑木等が茂っております。 課税地目は山林となっております。 ご審議の程お願いいたします。

議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、番号 6 - 9～11 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 9～11 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	5 頁をご覧ください。 議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」 次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。 番号 6 - 8。所在：中野地先 1 筆。地目：畑。地積 442 m²。利用状況：工場として利用 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 議案第 3 号、番号 6 - 8 については、森委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
森 委 員 (4 番)	議案第 3 号 番号 6 - 8 について、7 月 30 日午前中に代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、30 年以上前から工場が建っております。 非農地として証明して問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号 6 - 8 について非農地として認めることとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————

議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 8 につきましては非農地として認めることとします。 続きまして、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	6 頁をご覧ください。 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について、次のとおり促進計画案について審議を求める。 切り替えが 3 件です。 番号 6 - 2 1 所在：泉水地先 1 筆。地目：田。地積：4,472 m²。貸付人：千葉市の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：0 円。期間：5 年間。 番号 6 - 2 2 所在：下大多喜地先 1 筆。地目：田。地積：2,887 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：米 60 kg / 10a。期間：5 年間。 番号 6 - 2 3 所在：横山地先 2 筆。地目：田。地積：996 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の企業。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：米 30 kg / 10a。期間：10 年間。 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第 4 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第 4 号は原案どおり決定することとします。 議件は以上でございます。 それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。
事 務 局	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出

(寺 井)	について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり 2 件の届出を受理しました。 あっせんの希望はありませんでした。 報告第 2 号 非農地判断について、次の土地は、調査の結果農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない土地であることが確認されており、所有者から申請があり非農地の通知を行ったので報告する。 資料のとおり、10 件通知を行いました。 報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について、次のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。 1 件の照会があり、資料のとおり回答しました。 報告第 4 号 利用権の終了について、次のとおり、通知があったことを報告する。 資料のとおり 2 件利用権の終了処理をしました。 報告事項は以上となります。
議 長 (渡辺会長)	以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。 事務局何かございますか
事 務 局 (鈴 木)	ありません。
議 長 (渡辺会長)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事 務 局 長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉 会 (午後 2 時 3 3 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年8月5日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 中村 康久

署名委員 渡辺 さとし